

# 規制の事前評価書

<b>政策の名称</b>	脱退一時金要件の見直し	<b>担当部局名</b>	年金局企業年金国民年金基金課	<b>作成責任者名</b>	企業年金国民年金基金課長 内山博之	<b>評価実施時期</b>	平成27年4月
<b>法令案等の名称・関連条項</b>	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案附則第3条						
<b>規制の目的、内容及び必要性等</b>	<p><b>【現状】</b>  ○ 個人型確定拠出年金(以下「個人型DC」という。)加入者等に係る脱退一時金は、以下の要件を満たす者に支給することとされている。  (1) 退職により企業型年金の加入資格を喪失した者であって個人型DCの加入資格がなく掛金を積み増しできない場合(退職後第3号被保険者、あるいは公務員等共済加入者になる場合)に、  ・年金資産額が50万円以下又は通算掛金拠出期間が3年以下  ・資格喪失後2年以内  等の要件を満たす者  (2) 退職により企業型年金の加入資格を喪失した者であって個人型DCの加入資格があり掛金を積み増しできる場合(自営業者等)に、個人型DCへ資産移換後に  ・年金資産額が25万円以下又は通算掛金拠出期間が3年以下  ・継続個人型運用指図者(個人型運用指図者になってから2年を経過した者)に該当して2年以内  等の要件を満たす者</p> <p><b>【規制の目的・内容】</b>  ○ 附則第3条の脱退一時金の支給は、現行制度では第3号被保険者、公務員等共済加入者が個人型DCに加入できないこととされていたことに伴い例外的に認められていたものであるが、今般、第3号被保険者、公務員等共済加入者の個人型DCへの加入を認めることに伴い、実質的には全ての者が個人型DCに加入可能となることから、(1)の支給要件を廃止することとする。  ○ また、個人型DCの適用範囲の拡大には、実質的に全ての国民が個人型DCへ加入することを認めるものであり、どのような境遇におかれても老後の所得確保に向けた支援を可能とする基盤が整備されたことになることから、本来であれば(2)の支給要件のうち脱退一時金の支給自体が不要となりうるところであるが、こうした状況にあってもなお、生活困窮時等やむを得ない事由を抱える者にとっては、老後の所得確保という中長期的な目標を中断し、現在の生計等に充てざるを得ない場合があると考えられることから、継続個人型運用指図者であるという要件を削除し、国民年金法の規定により保険料の納付を一部又は全部免除されている者(保険料免除者)であることという要件を加えた上で、脱退一時金の支給を認めることとする。このため、見直し後の要件を以下の通りとする。  ・保険料免除者であること  ・障害給付金の受給権者でないこと  ・資産額25万円以下 又は 掛金拠出期間が3年以下</p> <p><b>【規制の必要性】</b>  ○ 個人型DCの適用拡大に伴い、掛金を積み増せなくなる者に対して認めていた特例的な措置を見直すとともに、生活困窮時に着目した脱退一時金の支給要件として再整理する必要がある。</p>						
<b>想定される代替案</b>	(1)の支給要件を削除するとともに、継続個人型運用指図者であるという要件を削除し、その他の支給要件に一定の所得以下の者であることという要件を加えた上で、脱退一時金の支給を認めることとする。						
<b>規制の費用</b>	<b>費用の要素</b>						<b>代替案の場合</b>
1 遵守費用	資産管理機関において脱退一時金の請求に際し、保険料免除者かどうかを把握する費用が生じる。						資産管理機関において脱退一時金の請求に際し所得を把握する費用が生じる。
2 行政費用	特段の行政費用は発生しないものと考えられる。						国において、一定の所得の水準について検討する費用が生じる。
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。						その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。
<b>規制の便益</b>	<b>便益の要素</b>						<b>代替案の場合</b>
	企業型・個人型資格を喪失した段階で、保険料免除者の一部に脱退一時金の支給が認められることとなり、生活困窮時に適切かつ迅速に中途脱退を行うことが可能となる。						企業型・個人型資格を喪失した段階で、一定の収入以下の者の一部に脱退一時金の支給が認められることとなり、生活困窮時に適切かつ迅速に中途脱退を行うことが可能となる。
<b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b>	改正案・代替案とともに、個人型DCの適用拡大に伴い、掛金を積み増せなくなる者に対して認めていた特例的な措置を見直すとともに、生活困窮時に着目した脱退一時金の支給要件を整理するという目的と、迅速な中途脱退が可能となるという便益は同じである。 一方、費用の点では、 ・改正案においては、公的年金において認定されている保険料免除者であるかどうかを判定する際に生じる費用のみであり、現行制度においても個人型DCの実施主体である国民年金基金連合会がこうした情報を把握していることから追加費用がほとんど発生しない一方、 ・代替案においては、脱退が可能となる所得水準を定める費用に加え、定めた水準と本人の所得を比較する費用が新たに生じることから、後者の方が必要な費用が大きくなるものとなる。 以上より、便益は同じであっても費用が小さい新設案の方が望ましいものと考えられる。						
<b>有識者の見解その他関連事項</b>	-						
<b>レビューを行う時期又は条件</b>	改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。						